

令和4年度第1回鎌倉市防災会議 議事録（概要）

日時：令和4年（2022年）10月31日（月）

午前9時45分～10時40分

場所：鎌倉市役所災害対策本部室

出席委員＝会長：松尾崇（鎌倉市長）、副会長：千田勝一郎（鎌倉市副市長）、比留間彰（鎌倉市副市長）

古田正志（湘南海上保安署長）、井上和子（神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長）、太田康（企業庁鎌倉水道営業所長）、田島秀浩（鎌倉警察署長代理）、有富政喜（大船警察署長代理）、服部基己（鎌倉市共生共創部長）、内海正彦（鎌倉市総務部長）、藤林聖治（鎌倉市こどもみらい部長）、濱本正行（鎌倉市健康福祉部長）、能條裕子（鎌倉市環境部長）、渡辺誉志広（鎌倉市まちづくり計画部長代理）、古賀久貴（鎌倉市都市景観部長）、森明彦（鎌倉市都市整備部長）、岩岡寛人（鎌倉市教育委員会教育長）、高木守（鎌倉市消防長）、大井勝則（鎌倉市消防団長）、石澤正典（日本郵便(株)鎌倉郵便局長）、牧野元拓（東日本電信電話(株)神奈川西支店長）、鈴木敢雄（東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社長代理）、清水秀治（東京ガスネットワーク(株)神奈川西支店長代理）、河村雅之（京浜急行バス(株)鎌倉営業所長代理）、尾高聡（(株)江ノ電バス鎌倉営業所長）、渡辺英昭（鎌倉市自主防災組織連合会長）、佐々木聡（鎌倉市教育文化財部長）、山本真嗣（湘南鎌倉総合病院防災・災害対策委員長）、屏風良和（陸上自衛隊第31普通科連隊第4中隊長）、関本博充（海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室長）

専門委員＝山本忠雄（(株)総合防災ソリューション顧問）

事務局＝永野市民防災部長、末次市民防災部次長兼総合防災課担当課長、森迫総合防災課担当課長、福岡総合防災課課長補佐、宇田川総合防災課防災担当係長、小林総合防災課危機管理担当係長、田中総合防災課防災担当職員

議事録（概要筆記）

※敬称略

事務局 福岡	議題（1）鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編及び風水害等災害対策編）改定について、説明いたします。 資料1-1 鎌倉市地域防災計画改定要旨を御覧ください。 こちらは、事前にお送りした資料から一部変更がございます。変更箇所は、資料4ページの改定計画の構成にかかる部分で、東海地震に関する事前対策計画を、計画編第1編 地震・津波災害対策の第4章として記載するというものです。 また、計画編第3編 その他災害対策として、火山災害対策、雪害対策、放射性物質災害対策を記載する旨明記しました。
-----------	--

<p>それでは、資料 1 - 1 の説明に入ります。「鎌倉市地域防災計画」は、昭和 39 年に災害全般に対応するための基本計画として策定され、その後改定を重ねています。</p> <p>近年の主な改定は、地震災害対策編について、平成 25 年 2 月に東日本大震災を教訓に津波対策を盛り込むなどの全面改定を、風水害等災害対策編については、平成 27 年 2 月に地震災害対策編との整合及び災害に係る法改正や国・県の計画に準拠する全面改定を行っています。その後、平成 31 年 1 月には、地震災害対策編と合わせ、県地域防災計画、水防法改正、次点修正を反映させる一部改訂を行っています。</p> <p>資料の 2 ページをご覧ください。</p> <p>平成 31 年度の一部改定以降、国において防災基本計画の一部修正や、災害対策基本法の一部改正、県においては神奈川県地域防災計画の修正が行われており、その内容は資料のとおりとなります。</p> <p>資料 3 ページをご覧ください。</p> <p>地域防災計画改定の基本的な考え方です。</p> <p>今回の鎌倉市地域防災計画の改定は、これら災害に係る法改正や国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正内容を反映させることを中心とし、これまでの災害対応の中で課題となっていた事項を新たに加えて改定するものです。</p> <p>改定の基本的な考え方としては、災害対策基本法の一部改正の対応として、避難勧告・避難指示の一本化に伴う対応等について反映し、防災基本計画修正の対応として、避難行動要支援者の個別計画についての内容等を加えます。</p> <p>また、水防法、土砂災害防止法の一部改正への対応として、要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保計画の作成等を反映させるほか、神奈川県地域防災計画との整合を図ります。</p> <p>その他、神奈川県が令和 3 年 5 月に公表した高潮浸水想定区域への対応や、令和元年の台風対応における本市の課題を反映させた内容とします。</p> <p>改定にあたっては、これら災害に係る法改正や国・県の上位・関連計画の反映に主眼を置くとともに、災害時の市民の生命や財産を守るため、自助・共助・公助の視点で、ハード・ソフトの両面からの総合的な自然災害対策の実施により、災害に強い安心して暮らせるまちを目指すための計画とします。</p> <p>次に、主な改定内容について説明いたします。</p> <p>資料 4 ページをご覧ください。</p> <p>今回の改定では、地震災害対策編及び風水害等災害対策編を同時に改定し、内容の重複を避けるため、構成を見直し、「総則編」は、地震災害対策編及</p>
--

び風水害等災害対策編の総則の記述を集約し記述の重複を解消、「計画編」は、「第1編 地震・津波災害対策」、「第2編 風水害対策」、「第3編 その他の災害対策」、「第4編 災害復旧・復興対策」の4編から構成するものとします。

なお、「計画編」第1編 地震・津波災害対策に、第3章として「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」を新たに位置付けることとします。

次に、各編における主な改定内容をご説明します。

資料5ページをご覧ください。

各編における主な改定内容は、

(1) 予防計画のうち、「災害時情報収集・提供体制の拡充」では、災害情報収集におけるドローンの活用や、防災・減災対策におけるAI・デジタル技術の活用を検討することを明記するほか、被災者台帳システムの導入・整備について検討することを明記します。

「避難対策」では、避難勧告・避難指示の一本化、5段階の警戒レベルについて明記するほか、指定避難所、指定緊急避難場所について、指定に向け、具体的な考え方を明記します。

「避難所の生活環境の整備充実」では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努め、備蓄品の調達にあたっては、被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮することを明記します。

また、避難所のペット対策について、避難スペースの確保など具体的な対策を記載します。これは令和元年の台風対応以降、ペットを連れた避難者に対する対応の必要性が高まってきたことから、具体的な対策を定めるものです。

資料6ページ 「帰宅困難者対策」では、被害状況や鉄道等の運行状況に応じて、在宅者の出勤・通学を自粛する意識の醸成を図ることを明記し、

「要配慮者対策」では、避難行動要支援者支援計画(個別計画)について、個別計画の作成主体、活用方法等の必要性について明記します。

これは、現在、避難行動要支援者名簿を地域の自主防災組織や関係機関に配布しているところですが、避難行動要支援者の個別計画の作成が災害対策基本法の改正により自治体の努力義務となったことから、今後の作成に向けた取り組みについて記載するものです。

「広域受援体制の拡充」では、受援計画の作成、人的応援の活動拠点の確保など受援体制の強化について明記します。受援計画については、次の議題において説明します。

「防災意識の向上」では、住民等による地区内の防災活動推進の一環としてそれぞれの地区の特徴に合わせた地区防災計画作成の支援を推進すること

を明記します。

資料7ページ「がけ地、急傾斜地対策の強化」では、大規模盛土の有無と安全性の確認を実施し必要に応じた対策を実施することや土砂災害における要配慮者施設の避難対策等について記載します。

「津波に強いまちづくり」では、津波避難指示等の市民への伝達手段として多様な伝達手段を明記。市の津波避難困難区域において、避難建築物等のハート整備の必要性について触れたいと考えています。

「治水対策」では、高潮浸水想定図の公開に伴い、避難情報の伝達方法や避難場所及び避難の確保を図るために必要な事項について定めます

次に（2）応急対策計画です。資料8ページをご覧ください。

「避難対策」として津波フラッグが掲示されたときには安全な場所へ自ら主体的に避難することを明記します。これはこれまでサイレン等によりお知らせしていた津波警報等の伝達が、気象業務法の改正により、視覚的に伝達する津波フラッグによる伝達も認められたことから、その方法を追記するものです

次に「要配慮者等支援対策」として、避難所における要配慮者などの健康管理や、感覚過敏な障害者の集団生活へのストレス対応について明記します。

「食料、飲料水及び生活必需品の供給対策」では、物資調達に関するプル型支援とプッシュ型支援について国の考え方を踏まえ地域内輸送拠点の開設や物資の受入各避難所等への配送等における役割分担について明記します。詳しい内容については受援計画の中で規定をします。

資料8ページの下段、「医療救護活動」では、医療救護体制について具体的に明記するとともに、今後の救護所活動の具体化の必要性について明記します。

次に資料9ページ、「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」は、第3章として南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を記載します。

（4）災害復旧、復興対策における主な改定内容は、被災者などの生活再建支援、罹災証明の発行について発行手順の図示などを行います

以上が各編における主な改定内容です

次に、資料1-2「鎌倉市地域防災計画の今後の改定スケジュールについて」を御覧ください。

令和4年（2022年）11月中旬までに庁内照会を終え、令和4年（2022年）12月下旬～令和5年（2023年）1月下旬に意見公募、令和5年（2023年）3月改定を予定しております。

12月下旬から実施を予定している意見公募・パブリックコメントの前までに、委員の皆様のご意見を計画に反映させたいと考えております。

	<p>現在、計画案の作成を進めており、これが整い次第、委員の皆様へ計画案をお送りいたします。計画の内容を確認の上、一緒にお送りする回答書に意見等を記載の上ご返送ください。</p> <p>詳細な内容は後日改めてお送りいたします。</p> <p>データでの送付をご希望の場合は、通知に記載の総合防災課のメールアドレスに空メールを送付いただければ、データをお送りいたします。</p> <p>お忙しいところ恐縮ですが、皆様のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>以上で「議題1 鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編及び風水害等災害対策編）改定について」の説明を終わります。</p>
会長	<p>ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>（特に意見なし）</p> <p>では、本件につきましてはご了承いただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>（了承）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>実効性のある計画を目指して改定作業を進めてまいります。</p> <p>それでは、次に、議題2「鎌倉市災害時受援計画の策定について」事務局から説明願います。</p>
事務局 森迫	<p>これからの説明の中で「受援」及び「応援」という言葉が頻出しますので、まず初めに、これらの言葉について説明します。</p> <p>内閣府策定の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、「受援」は、「災害時に他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること」、また「応援」は、「災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること」と説明しています。</p> <p>ガイドラインには、併せて地方公共団体は、「災害時の受援体制」をあらかじめ整備しておくべきであると謳っています。</p> <p>それでは、鎌倉市災害時受援計画素案(以下「計画素案」という。)について概要を説明します。資料2-1をご覧ください。</p> <p>はじめに計画素案の構成です。</p> <p>計画素案は、資料2-2の本編と資料2-3の資料編から構成されています。</p> <p>本編は第1章から第4章までの4章立て、資料編は、実際の受援関連業務に用いる様式1から様式18を掲載しています。</p> <p>続いて本編について説明します。</p>

	<p>第1章は総則です。</p> <p>総則では、計画の趣旨、計画の位置づけなどを記載しています。</p> <p>計画の趣旨は、大規模な災害が発生した場合、被災自治体は、独自の資源のみでは膨大な災害対応業務を行うことは不可能です。このため、国や他の地方公共団体、民間団体等外部から人や物の応援を円滑に受け入れ、これを最大限に活用し、効果的な災害応急対策や被災者支援に取り組むことを可能にするための計画であることとしています。</p> <p>計画の位置づけは、地域防災計画の下位計画として受援の詳細を規定し、また、業務継続計画に定める非常時優先業務を実施する際に不足する人的・物的資源を確保するための計画としています。</p> <p>第2章は人的受援体制です。</p> <p>人的受援体制では、受援体制の整備、受援対象業務、人的応援の受入れの流れなどを記載しています。</p> <p>受援体制を整備するため、災害対策本部事務局本部連絡班及び各部総務担当班に責任者と担当からなる受援担当を設置します。</p> <p>本部連絡班の受援担当は、市全体の受援に関する総合調整業務等を担当し、各部総務担当班の受援担当は、部の人的応援受入れに関する状況把握やニーズのとりまとめ、災害対策本部事務局本部連絡班の受援担当への報告・調整等を担当します。</p> <p>受援対象業務は、災害対策本部の運営や避難所運営・被災者生活支援など、被災4日目以降も実施することが想定され、かつ、必要な人員が不足すると考えられる15業務を選定しました。</p> <p>人的応援の受入れの流れでは、県を通じた応援要請や災害時相互応援協定による要請に基づき、本部事務局から応援要請する場合の基本的な流れを明らかにするとともに、応援要請に必要な各種様式を整えました。様式は資料2-3資料編に掲載しています。</p> <p>第3章は物的受援体制です。</p> <p>物的受援体制では、地域内輸送拠点、受援体制の整備、物的応援の受入れの流れなどについて記載しています。</p> <p>まず地域内輸送拠点ですが、地域内輸送拠点とは、県が設置する広域物資輸送拠点から供給される物資を受け入れ、市内25箇所の小中学校に設置する避難所(ミニ防災拠点)等へ送り出すため、市が設置する拠点のことです。この地域内輸送拠点の候補地を佐川急便株式会社(以下「佐川急便」という。)との「災害時における物資の受入及び配送等に関する協定」(以下「協定」という。)に基づき、佐川急便又は同社の関係団体が提供する施設とします。また、地域内輸送拠点から各避難所への物資配送も、「協定」に基づき佐川急</p>
--	--

	<p>便等の部外力を活用した配送としています。</p> <p>受援体制の整備では、災害対策本部の物的受援体制は人的受援体制と同様の体制です。</p> <p>物的応援の受入れの流れでは、発災からおおよそ4日目から7日目までの期間で行われるプッシュ型支援やその後のプル型支援での物資受入の基本的な流れを明らかにするとともに、物資受入に必要な各種様式を整備しました。様式は資料2-3資料編に掲載しています。</p> <p>第4章は平素からの取組です。</p> <p>新たな制度・知見等を踏まえた計画内容の見直し、実効性の向上、平時からの関係機関等との連携、実災害からの教訓の収集・整理の必要性の4項目を掲げ、平素から取り組んでいくことを明記しました。</p> <p>続いて、資料編です。</p> <p>資料編は、平成31年3月に国土交通省総合政策局が発行した「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」や先行事例を参考として、実際に人的・物的応援の受入れにあたり必要な18の様式を掲載しました。</p> <p>これらの様式を用いて、本編で示す人的及び物的応援の受入れの流れに基づいた応援の受入れを行います。</p> <p>最後に今後の予定です。資料2-4をご覧ください。</p> <p>現在実施中の庁内照会及び本防災会議でのご意見を踏まえ、計画素案を修正し計画原案とします。</p> <p>11月下旬から、計画原案について意見公募（パブリックコメント）し、その後、意見公募でのご意見を受け計画原案を修正、年明けの第2回鎌倉市防災会議で報告し、令和5年（2023年）3月末までに策定を完了する予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>（特に意見なし）</p> <p>では、本件につきましてはご了承いただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>（了承）</p> <p>ありがとうございます。こちらについても、策定作業を進めてまいります。</p> <p>ここで、本日の議題である地域防災計画改定と災害時受援計画策定について、これまでの説明等を踏まえ、山本専門委員からコメントがあれば伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>山本専門委員</p>	<p>震災以降、国は災害時受援計画について作成を促していますが、他の自治体を見てみると、具体的作成をおこなっている自治体はあまりないため、良い</p>

	<p>取り組みであると考えています。地域防災計画改定と災害時受援計画策定について、有事の際に困らないよう、具体性を持たせた計画の作成に市役所各部・各班において努めてほしいと思います。市長からも実効性のある計画の改定及び策定を進めていくとの話がありましたが、実効性のある計画にするには、いざという時に計画を見てどのようにやればよいか分かるような具体性のある計画を作り、訓練などで検討・習熟させることが必要になります。以上のことについて、特に各部長においてはよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>その他、ご意見や情報提供などありましたら、是非お願いいたします。</p>
<p>(意見交換等)</p>	
会長	<p>では、事務局から連絡事項等ありますか。</p>
事務局 末次	<p>今後それぞれの計画案についてご意見を伺うこととなります。電子データをご希望される方は、総合防災課までご連絡ください。</p> <p>それぞれの計画について令和4年度内の改定及び策定を目指してまいりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>以上で防災会議を終了します。皆様ご協力ありがとうございました。</p>